

平成25年5月15日

各位

東京都渋谷区東1-26-20  
アルファグループ株式会社  
代表取締役社長 吉岡伸一郎  
(JASDAQ・コード番号3322)  
問合せ先  
取締役副社長 西原哲司  
電話番号 03-5469-7300(代表)

## 株式分割、単元株制度の採用、および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の臨時取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更（発行可能株式総数の変更、単元株式数の新設）を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、同取締役会において、平成25年6月27日開催予定の第16回定時株主総会において「定款一部変更の件」（単元未満株式についての権利の新設）を付議することを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式分割および単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性を高め、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整えることを目的として、1株を100株とする株式分割を実施するとともに、全国証券取引所が平成19年11月27日に公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社株式の売買単位を100株とすることを目的として、単元株式数を100株とする単元株制度を採用する予定であります。なお、株式投資単位の実質的な変更はありません。

#### 2. 株式分割の内容

##### (1) 分割の方法

平成25年9月30日（月）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する当社普通株式を、1株につき100株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

① 分割前の発行済株式総数：	30,976株
② 今回の分割により増加する株式数：	3,066,624株
③ 分割後の発行済株式総数：	3,097,600株
④ 分割後の発行可能株式総数：	10,080,000株

※上記株式数については、新株予約権の行使等により株式数が増加する可能性があります。

(3) 分割の日程

- ① 基準日公告日： 平成25年 5月15日 (水)  
② 基準日： 平成25年 9月30日 (月)  
③ 効力発生日： 平成25年10月 1日 (火)

(4) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際しましては、資本金の額の変更はありません。

(5) 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の以下の新株予約権の1株当たりの行使価額を平成25年10月1日以降、以下のとおり調整いたします。

平成15年11月13日付当社臨時株主総会決議、平成17年6月29日付当社定時株主総会に基づき取締役会決議により発行された新株予約権

- ・平成15年11月13日付臨時株主総会決議による新株予約権  
調整前行使価額 (1株当たり) 金37,500.00円  
調整後行使価額 (1株当たり) 金375.00円
- ・平成17年6月29日付定時株主総会決議による新株予約権  
調整前行使価額 (1株当たり) 金211,450.00円  
調整後行使価額 (1株当たり) 金2,114.50円

3. 単元株制度の内容

(1) 新設する単元株式の数

上記2. 株式分割の内容(3)のとおり、平成25年10月1日(火)を効力発生日として単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日： 平成25年10月1日(火)

(ご参考) 本単元株制度の採用に伴い、平成25年9月26日(木)をもって、金融取引所における当社株式の売買単位も1株から100株に変更されます。

4. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

上記の株式の分割および単元株制度の変更に伴い、会社法第184条第2項および第191条の規定に基づく取締役会決議により、平成25年10月1日を効力発生日として当社定款の一部を変更いたします(以下①②)。また、これに伴い、平成25年6月27日(木)開催予定の第16回定時株主総会に、当社定款の一部変更を付議いたします(以下③④)。

①発行可能株式総数を株式分割の割合に応じて増加させるため、現行定款の第6条(発行可能株式総数)を変更いたします。

②株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条を新設いたします。

③議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第8条を新設いたします。

④第6条乃至第8条の変更および新設並びにそれに伴う条数変更の効力発生日を定めるため、附則第1条を新設いたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>100,800株</u> とする。  (新設)	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>10,080,000株</u> とする。  ( <u>単元株式数</u> ) 第7条 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。  ( <u>単元未満株式についての権利</u> ) 第8条 当社の株主は、その有する単 元未満株式について、次に掲げ る権利以外の権利を行使する ことができない。 1 <u>会社法第189条第2項各号に掲げ</u> <u>る権利</u> 2 <u>会社法第166条第1項の規定によ</u> <u>る請求をする権利</u> 3 <u>株主の有する株式数に応じて募</u> <u>集株式の割当ておよび募集新株予</u> <u>約権の割当てを受ける権利</u>
第7条～第44条 (条文省略)  (新設)	第9条～第46条 (現行どおり)  ( <u>附則</u> ) 第1条 第6条乃至第8条の変更および 新設並びにそれに伴う条数の変 更の効力発生日は平成25年10 月1日とする。 2 <u>本附則第1条は、前項の効力発</u> <u>生日の経過をもって削除する。</u>

(注) 上記変更案記載の第6条および第7条につきましては、平成25年5月15日の取締役会において決議しております。

(3) 定款変更の日程

①取締役会による決議日 (第6条の変更、第7条の新設)

平成25年5月15日 (水)

②株主総会による決議予定日 (第8条の新設)

平成25年6月27日 (木)

③定款変更の効力発生日

平成25年10月1日 (火)

以 上